

鶴ヶ島市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和3年5月31日付けで提出された鶴ヶ島市職員措置請求（住民監査請求）について、同法同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年7月30日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤 英基

## 住民監査請求監査報告書

### I 請求の受付

#### 1 請求人

住 所 鶴ヶ島市（以下省略）

氏 名 （省略）

#### 2 請求の取扱い

令和3年5月31日付けで提出のあった鶴ヶ島市職員措置請求書（以下「請求書」という。）及び事実を証する書面については、令和3年6月11日に法定要件を審査した結果、受付日の令和3年5月31日付けをもって受理することに決定した。

#### 3 請求の要旨

監査にあたり請求人が提出した請求書、その事実を証する書面及び陳述から請求人が主張する要旨を次のように解した。

- (1) 鶴ヶ島市（以下「市」という。）は、令和2年6月3日、若葉台第二住宅管理組合自治会（以下「自治会」という。）の鶴ヶ島市自治会等補助金交付申請書を受理し、その後鶴ヶ島市自治会等補助金（以下「補助金」という。）を支出したが、同補助金交付申請書に記載されている加入世帯数394世帯は居住していない世帯を含んでおり、若葉台第二住宅管理組合自治会会則（以下「自治会会則」という。）に反し、虚偽である。
- (2) 補助金の算定の基礎となる加入世帯数には、居住していない世帯を含んでいることから、不当な補助金支出により市に金銭的損失が生じている。
- (3) 本件は確信的な公金の受給詐欺行為である。そのため、「鶴ヶ島市自治会等補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）第7条（補助金の取消し及び返還）第3号「虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。」に該当することから、補助金の全部（394,000円）又は一部（32,000円）の返還を求める。

### II 監査の実施

#### 1 監査の対象事項

本件請求において、請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述をもとに、補助金交付要綱に基づき交付した令和2年度の自治会への補助金について、返還を求め

る必要があるか否かを監査対象とした。

## 2 監査対象部局

市民生活部 地域活動推進課

## 3 監査の着眼点

- (1) 補助金の算定基礎となる加入世帯数について、自治会はどのように確認しているか。
- (2) 本件支出の根拠となる補助金交付要綱に基づき自治会に交付した補助金の算定基礎となる加入世帯数を、市はどのように確認しているか。
- (3) 市の書類審査・手続きは、適正に行われているか。
- (4) 請求人から提出された事実証明書等の資料は、違法若しくは不当な公金支出を立証するものか。

## 4 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年6月21日に請求人に対して陳述の機会を与えた。

なお、請求人より、外部所有者名簿を閲覧する際に閲覧妨害を受けたことを証する若葉台第二住宅管理組規約（以下「管理組規約」という。）第66条（帳票類の作成、保管）の写し及び要望書の写しの提出があり、追加の証拠として受領した。

## 5 関係職員調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和3年6月21日に関係課の職員に対して調査を実施した。

- (1) 会計課 : 課長
- (2) 地域活動推進課 : 課長、主幹、秘書広報課主幹（当時 地域活動推進課主幹）

## 6 関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和3年6月21日に関係人である若葉台第二住宅管理組合自治会会長（以下「自治会長」という。）に対して調査を実施した。

## 7 事実の確認

関係職員調査、関係人調査によって得られた証拠等に基づいて、次のとおり事実を確認した。

- (1) 補助金交付要綱第1条では、補助金の交付目的として「市内の一定の地域において当該地域の自治及びこれを円滑に行うための交流活動を行うことを主たる目的とする市民の組織（自治会等）に対して補助金を交付する」と規定している。
- (2) 補助金交付要綱第2条では、「補助金の交付の対象となる経費は、自治会等の運営に要する経費とし、補助基準額は、当該年度の自治会等の予算を決定する総会時における当該自治会等の加入世帯数に1,000円を乗じて得た額とする。」と規定している。
- (3) 管理組規約第2条では、「団地建物所有者全員をもって若葉台第二住宅管理組合（以下「管理組合」という。）を構成する」と規定されている。
- (4) 管理組規約第31条では「組合員の資格は、団地建物所有者となったときに取得し、団地建物所有者でなくなったときに喪失する」と規定されている。
- (5) 自治会会則第6条では、「本会の会員とは、若葉台第二住宅（以下「団地」という。）に居住する若葉台第二住宅管理組合員（以下「管理組合員」という。）及び占有者をいう」と規定されている。
- (6) 自治会会則第9条第1号では、「管理組規約第2条による組合員及び建物賃貸契約による占有者で団地内に居住する者で、入会拒否の意思を表示しない者は、本会に入会したものと看做す。」と規定されている。
- (7) 自治会会則第9条第2号では、「団地内に住所を有しなくなった場合、若しくは本人より別に定める退会届が会長に提出された場合は、本会を退会したものとす」と規定されている。
- (8) 自治会では、現在まで退会届が提出されたことがなく、団地建物所有者と同数の394人分の自治会員名簿を所有していることを、自治会長への関係人調査及び自治会員名簿の原本で確認した。
- (9) 自治会では、会員を入会拒否の意思を表示しない管理組合員としていること、また、売買により管理組合員（団地建物所有者）ではなくなった場合を自治会会則第9条第2号に規定する「住所を有しなくなった場合」とみなしており、実際には新しい住居購入者が管理組合員（団地建物所有者）となるため、常に会員は団地建物所有者数と同じ394人になるとしていること、さらに所有者が実際に住所を有しなくなったか否かは、住民基本台帳を確認できない自治会として把握することは困難と判断している。
- (10) 市は、自治会が提出した鶴ヶ島市自治会等補助金交付申請書に記載されている総会時加入世帯数（394世帯）と総会資料である収支予算〔収入の部〕の市補助金の予算額394,000円との整合性、また、補助金の交付目的である当該地域の自治及びこれを円滑に行うための交流活動が活動計画に記載されていることを確認して交付決定した。

- (11) 市は、請求人から再三補助金が不正受給であるとの訴えがあったことから、令和3年1月28日に地域活動推進課職員が自治会執行部と面会し「加入世帯数については、団地建物所有者がいれば居住していると判断している」と聴取し、その結果「管理組合と自治会は一体的に運営されており、自治会員の取扱いについては自治会が判断すべき内容である」との見解を確認した。
- (12) 自治会への補助金の支出の事実については、自治会が提出した鶴ヶ島市自治会等補助金交付申請書、鶴ヶ島市長が発出した鶴ヶ島市自治会等補助金交付決定通知書並びに令和2年6月18日付け決裁の支出負担行為票及び支出命令票により令和2年7月2日に支出している。
- (13) 請求人から提出された事実を証する書面には、自治会が平成30年度に高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の補助金を受給するために常時居住する住宅戸数を調査した資料があり、常時居住する住民がいる戸数が362戸と記載されている。

### Ⅲ 監査の結果

本件請求についての監査結果は、次のように決定した。

本件請求のうち、一部には理由があると認め、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

地方自治法第242条第9項の規定に基づき、措置期限内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知すること。

#### 1 措置すべき事項

鶴ヶ島市長は、令和2年4月12日時点において、若葉台第二住宅に居住の実態のある世帯数を調査すること。

上記調査の結果、補助金の交付条件に違反していた場合は、適正な措置を講ずること。

#### 2 措置期限

令和3年11月30日

#### 3 理由

##### (1) 請求の要旨(1)について

ア 補助金交付要綱第1条では、補助金の交付目的として「市内の一定の地域において当該地域の自治及びこれを円滑に行うための交流活動を行うことを主

たる目的とする市民の組織（自治会等）に対して補助金を交付する」と規定している。

これは、当該地域の自治及びこれを円滑に行うための交流活動を行う状況にある世帯が補助金交付対象となると解釈でき、その活動を行うためには、実際に当該自治会区域に居住していることが前提と判断することが妥当である。

イ 補助金交付要綱第2条では、補助金交付に際して当該自治会等の加入世帯数を用いて算出することとしているが、自治会会則第6条では「本会の会員とは、若葉台第二住宅に居住する管理組合員及び占有者をいう」と規定され、会員の規定はあるものの加入世帯の規定がない。

しかしながら、当該会員が属している世帯を加入世帯と捉えるのが一般的である。

ウ 令和3年1月28日に地域活動推進課職員が自治会執行部と面会し「加入世帯数については、団地建物所有者がいれば居住していると判断している」と聴取している。

その結果、「管理組合と自治会は一体的に運営されており、自治会員の取扱いについては自治会が判断すべき内容である」旨の見解を示したことは、補助金を交付決定する所管課として自治会会則規定と実態との整合性を精査せず、補助金の交付申請額を算出した加入世帯が補助金交付要綱第1条の目的を達し得る世帯か否かの判断を行わなかったこととなり、不適切な対応であったと思料する。

エ 管理組規約第31条では「組合員の資格は、団地建物所有者となったときに取得し、団地建物所有者でなくなったときに喪失する」と規定しており、この規定から団地建物所有者が管理組合員であることが確認できる。

また、自治会では、自治会会則第9条第2号で「団地内に住所を有しなくなった場合は本会を退会したものとする」と規定されているが、実際に住所を有しなくなったか否かを自治会が把握することは困難として、「売買により団地建物所有者ではなくなった場合が住所を有しなくなった場合」とし、実際には新しい住居購入者が団地建物所有者となるため、常に会員は団地建物所有者数と同じ394人になるとしている。

一方、自治会会則第6条では「本会の会員とは、若葉台第二住宅に居住する管理組合員及び占有者をいう」と規定されている。

このことから判断すると、団地建物所有者（管理組合員）であっても居住していなければ会員とはならないものと解され、現在自治会が判断している団地

建物所有者を会員とする取扱いは自治会会則上の根拠がない。

さらに、補助金の目的である地域の自治及びこれを円滑に行うための交流活動を行うためには、当該自治会区域に居住していることが前提になっていることも勘案すると、実際に居住していない世帯あるいは居住の実態が定かでない世帯を確認せず、団地建物所有者であることのみをもって補助金交付申請上の加入世帯として、補助金交付申請を行ったのは適当ではない。

(2) 請求の要旨 (2) について

現在、自治会が会員の判断としている「団地建物所有者を会員とする」という取扱いは、会則に定められたものではなく妥当性に欠けている。

このような運用上の判断を根拠として補助金交付申請を行ったことは、その判断自体が不適切であったと思料するが、しかし、現時点では自治会活動が可能な世帯数が把握できておらず、補助金申請時の加入世帯数394世帯が明らかに誤っており市に金銭的損失が生じていると断定することはできない。

(3) 請求の要旨 (3) について

自治会として394世帯という加入世帯数を決定したことについては、会則上の根拠を欠く運用上の判断ではあったものの、調査の結果、当該運用に悪意は認められず、補助金交付要綱第7条第3号に規定する「虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき」に該当するとまでは認められない。

なお、請求人は、本件は確信的な公金の受給詐欺行為であるとして、補助金の全部(394,000円)又は一部(32,000円)を返還させることを求めているが、補助金の申請及び受給が受給詐欺に該当するとはいえない。自治会は補助金の交付目的である当該地域の自治及びこれを円滑に行うための交流活動を行っている以上、補助金の全部を返還させることに妥当性は認められない。また、一部返還額についても、請求人は、平成30年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業に関する資料に記載されている常時居住する住民がいる戸数362戸を基に算出しているが、同戸数と補助金の算定の基礎となる総会時(令和2年4月12日時点)の加入世帯数とは世帯数の把握時期が異なり、一部返還額に妥当性は認められない。

以上のことから、実際に居住していない世帯あるいは居住の実態が定かでない世帯を補助金交付申請の加入世帯に含めるべきではなく、自治会が令和2年6月3日に行った鶴ヶ島市自治会等補助金交付申請時の加入世帯数については補助金対象世帯としての妥当性が認められないことから、あらためて居住実態のある世帯数を把握する必要がある。

なお、当該補助金の交付については、現時点で市に金銭的損失が発生したとは断定できず、また虚偽その他不正な手段によるものとも認められない。